

(別添)

平成 19 年 5 月 21 日

「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画に対する郵政民営化委員会の調査
審議」について

農林中央金庫

実施計画は、郵貯銀行が民営化後の早い段階にリテール分野を中心とする新規業務を開始する計画となっているなど、「規模の縮小」「公正な競争条件の確保」が新規業務参入の大前提であるというこれまでの我々の主張を反映したものとなっておらず、実施計画のとおり新規業務への参入を認めることは問題と言わざるを得ない。

(規模の縮小について)

実施計画では、旧契約の満期金の相当程度が新契約に振替わることが想定されているほか、預金残高の見通しは平成 23 事業年度までしか示されておらず、完全民営化までの規模縮小の道筋を示した計画とはなっていない。

そのような中で預金、送金決済関連業務の充実を理由に「流動性預金の預入限度額の廃止」が計画に盛り込まれているが、これはバランスシートの規模の再拡大につながるものであることから慎重に検討されるべきである。

住宅ローンやカードローン等の与信業務への参入についても、オーバーバンキングの状況下で国営時代に築いた巨大な規模によるスケールメリットを持つ郵貯銀行が参入すれば地域金融機関や地域経済に大きな影響を及ぼすものと考えられる。クレジットカード業務を含め、金融機関の個人に対するサービス機能の充実が重要なことは言うまでもないが、巨大な国営企業が民間企業となる間の過程で担うべき機能であるのかどうかを再考いただいたうえで調査・審議を行っていただきたい。

「シンジケートローンへの参加は市場の拡大に貢献する」とされているが、国内貸出市場が拡大しない限り、顧客との相対の関係により融資を行うリレーションシップバンキングによる貸出からシンジケートローン形式の貸出へのシフトを誘発するのみであり、リレーションシップバンキングを主体とする中小金融機関の経営に大きな影響を及ぼしかねない点に留意すべきである。

このように運用手段の多様化についても、直接対象となる市場のみならず関連する市場に巨額の郵貯資金が悪影響を及ぼさないかどうかを考慮のうえ検討いただきたい。

(公正な競争条件の確保について)

いわゆる「暗黙の政府保証」については、これまで長期にわたり続いてきた国営事業としての歴史、民営化の経緯、政府保有株式の存在等を勘案すれば、移行期間中にこれを完全に払拭し、民間金融機関との公正な競争条件を確保することは困難と考えられる。

「暗黙の政府保証」の影響が特に大きいと考えられる「預入限度額の引上げ・撤廃」については、政府の間接的な議決権保有割合の低下と規模縮小の着実な進展が大前提であり、今回の計画において言及されている流動性預金のみならず定期性預金も含め、移行期間中は認めるべきではない。

郵便貯金銀行の新規業務参入は、郵政民営化法第二条の基本理念にあるとおり、「地域社会の健全な発展及び市場に与える影響への配慮」「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保」が満たされることが大前提であり、郵政民営化委員会における実施計画及び今後の個別新規業務の調査審議にあたっては、こうした点を十分踏まえたうえで検討を行っていただきたい。

以上